

6. 保育料等、延長保育料、給食費等について

保育料等について

保育料等は、保育所等を利用するお子さんと生計を一にしている父母またはそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の市町村民税の所得割額により次表のとおり決定します。また、保護者会費や給食費など別途諸経費が必要となりますのでご了承ください。（各保育所等よりお伝えします。）

なお、3歳児～5歳児の保育料等については無償となります。

【所得割額は、配当控除・住宅借入金等特別控除・耐震改修特別控除等の税額控除前の額で判定します。】

≪豊明市保育料徴収基準額表≫

（単位：円）

階層	市町村民税 所得割合算額(※1)		0 歳児		1・2 歳児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	被保護者等(※2)又は里親(※3)		0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
C	48,600 円未満	ひとり親家庭等の世帯(※4)	3,400	2,100	3,400	2,100
		それ以外	7,800	5,200	7,800	5,200
D1	48,600 円～	ひとり親家庭等の世帯(※4)	5,500	4,200	5,500	4,200
		それ以外	11,100	8,400	11,100	8,400
D2-1	59,600 円～	ひとり親家庭等の世帯(※4)	9,000	7,600	9,000	7,600
		それ以外	19,100	16,300	19,100	16,300
D2-2	77,101 円 ～		19,100	16,300	19,100	16,300
D3	79,600 円 ～		27,400	24,400	27,400	24,400
D4	97,000 円 ～		33,900	30,800	33,900	30,800
D5	116,000 円 ～		40,500	37,300	40,500	37,300
D6	134,000 円 ～		42,700	39,500	42,200	39,000
D7	152,000 円 ～		44,500	42,000	43,900	40,700
D8	169,000 円 ～		53,600	50,200	49,600	46,300
D9	301,000 円 ～		55,600	52,200	50,600	47,300

(※1) 政令指定都市で課税されている場合、税率は税源移譲前の税率を基準に算定します。

(※2) 被保護者等とは次の者のことです。

- ・生活保護法第6条第1項に規定する被保護者及び支援給付を受けている者

(※3) 里親とは次の者のことです。

- ・児童福祉法第6条の4に規定する里親

(※4) ひとり親家庭等の世帯とは次のいずれかに該当する世帯のことです。

- ・配偶者のいない女子又は男子で現に児童を扶養している世帯(母子及び父子並びに寡婦福祉法の定めによる。)及びこれに準ずる家庭の世帯
- ・在宅障害者(児)のいる世帯。障害者(児)とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者です。
- ・生活困窮者等特に市長が認めた世帯

保育料等は、世帯状況に変更が生じた場合や税更正、認定内容の変更(保育必要量の変更等)に伴い、変更となることがあります。原則として変更のあった月の翌月以降(月初日に変更があった場合は当月以降)の保育料等に反映します。

保育料等の軽減、減免制度について

- ◇ 次の軽減、減免については重複しての適用はされません。
- ◇ 半額となる場合は全て 100 円未満の端数を切り捨てとします。

同時利用による負担軽減

保育所等のほか、幼稚園、認定こども園、児童発達支援、企業主導型保育施設、特別支援クラス(青い鳥保育園内)等を含む。詳細はお問い合わせください。(※認可外保育施設は対象外です)

- ①利用する 2 人目 … 徴収基準額表の半額
- ②利用する 3 人目 … 無料

C ～ D2-1 階層のひとり親家庭等の世帯の負担軽減

利用する第 2 子以降 … 無料

市町村民税所得割合算額 57,700 円未満世帯の負担軽減

同一世帯内において生計を一にする子どもが 2 人以上いる場合、第 2 子が利用する場合は半額、第 3 子以降が利用する場合は無料となります。
※例外となる場合もありますので、詳細はお問い合わせください。

世帯第3子の負担軽減

同一世帯内において 18 歳未満の子どもを 3 人以上養育している世帯のうち、第 3 子以降が 2 歳児クラス以下で利用する場合の保育料等は以下のとおり

- *C～D3 階層は無料
- *D4～D8 階層は入所する 1 人目が半額(利用する 2 人目以降は上記①の減額のみ)

● その他、災害、疾病など特別な事情がある保護者には、保育料等の負担軽減を目的に次のとおり保育料等の減免制度があります(申請方法についてはこども保育課までお問い合わせください)。

- i. 所得減
C～D2-2階層の人で、当該年中における所得が、前年に比べ2分の1以下に減少すると認められる場合、申請した月から当該事由が消滅した月まではC階層の人は全額、D1～D2-2階層の人は半額の減免となります。
- ii. 長期療養
C～D2-2階層の人で、生計中心者が長期療養者(現に継続して6か月以上療養の人又は継続して6か月以上療養を要すると思われる人)の場合、申請した月から当該事由が消滅した月までに係る保育料等額のうち、C階層の人は全額、D1～D2-2階層の人は半額の減免となります。申請の際は診断書を提出してください。
- iii. リ災
自己の所有に係る住宅又は家財について生じた損害金額(保険金及び補償金により補てんされるべき金額を除く。)が、その住宅又は家財の価額の5割以上の場合、申請した月から1年間に係る保育料等のうち、C階層の人は全額、D1階層以上の人は半額の減免となります。申請の際は、リ災証明を提出してください。
- iv. 失業保険受給
C～D2-2階層の人で、雇用保険法に定める失業保険の受給資格を有する生計中心者の場合、申請した月から当該事由が消滅した月までに係る保育料等のうち、C階層の人は全額、D1～D2-2階層の人は半額の減免です。申請の際は、失業保険受給者証を提示してください。
- v. ひとり親家庭等の世帯のうち D2-2 の人は 1,000 円の減免

(1) 保育料等の算定、決定通知について

- ◆ 令和7年4月1日現在の年齢で保育料等を算定します。年度途中で誕生日が過ぎて年齢が上がった場合でも保育料等は変わりません。税額の変更等により保育料等の変更があります。
- ◆ 父母でその家計を充分維持しうる収入がない場合(180万円未満。ただし、父または母のみの家庭は130万円未満)で、市町村民税所得割額が父母の合算額より高い同一世帯の祖父母等扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)がいる場合は、その人の市町村民税所得割額で算定します。
- ◆ 4月から8月までの保育料等は、前年度(令和6年度)の市町村民税所得割額によって決定します。9月から翌年3月までの保育料等は当該年度(令和7年度)の市町村民税所得割額によって決定します。
- ◆ 保育料等は、「保育料(利用者負担額)決定通知書」によって通知します。
- ◆ その月の初日に在籍する場合は、出欠席の有無にかかわらず、保育料等は1か月分が必要です。

保育料等の納付について

施設	納付先	納付期日	納付方法
保育所	市	当月分を毎月25日までに (4月分については5月25日が納付期限となり、2ヵ月分まとめて納付となります。) ※25日が土日祝の場合は翌営業日	口座振替 納付通知書
認定こども園(保育所部分)、地域型保育事業	各施設	各施設により異なる	

**納付する保育料等は、保育所等運営の貴重な財源となりますので、期限までに必ず納付してください。
保育料等を長期にわたり滞納すると、児童手当より充当および特別徴収することがあります。**

延長保育料について

就労等の保護者の状況により、早朝・延長・土曜日保育が必要な場合に限り、次表のとおり時間外保育を実施しています。利用を希望する場合は、各保育所等にて事前に申請が必要です。早朝・延長・土曜日保育の利用時間は(勤務時間 + 通勤時間)が基本です。延長保育料は次のとおり、納付先は各施設です。

保育所等	時間帯
二村台・館・むつみ・マミーナ・ しらほ東部・沓掛けやき・アイグラン ・メモリーツリー前後・豊明なかよし	【早朝】7:30 ~ 通常開所時間まで (しらほ東部・沓掛けやき・アイグラン 7:00 ~ 通常開所時間まで) 【延長】(平日)通常開所時間後 ~ 19:00 (土曜)通常開所時間後 ~ 18:30 (アイグラン・メモリーツリー前後 19:00まで)
上記以外全て	【早朝】7:30 ~ 通常開所時間まで 【延長】通常開所時間後 ~ 18:30

平日保育について

むつみ 豊明幼稚園							
		7:30	8:00	16:00	17:30	18:30	19:00
しらほ東部 沓掛けやき アイグラン							
7:00		7:30	8:15	16:15	17:30	18:30	19:00
上記以外							
		7:30	8:15	16:15	17:30	18:30	19:00
短時間認定	100 円 (しらほ東部・沓掛けやき・アイグラン以外は 7:30～)		通常開所時間	100 円(※)	100 円(※)	100 円(※)	
標準時間認定	100 円 (しらほ東部・沓掛けやき・アイグラン)		延長保育料はかかりません。 (利用する場合は申請が必要。)				(開所時間が 19 時までの園に限る。)

(※)豊明なかよしの短時間認定の場合、16:15~18:15 までは 30 分ごとに 100 円、18:15~19:00 までは 100 円徴収されます。

土曜日保育について

むつみ 豊明幼稚園	7:30	8:00	16:00	17:30	18:30		
しらほ東部 沓掛けやき	7:00	7:30	8:15	16:15	17:30	18:30	
アイグラン	7:00	7:30	8:15	16:15	17:30	18:30	19:00
メモリーツリー前後	7:30	8:15	16:15	17:30	18:30	19:00	
上記以外	7:30	8:15	16:15	17:30	18:30		
短時間認定	100 円 (しらほ東部・沓掛けやき・アイグラン以外は 7:30～)		通常開所時間	100 円(※)	100 円(※)	100 円(※)	
標準時間認定	100 円 (しらほ東部・沓掛けやき・アイグラン)		延長保育料はかかりません。 (利用する場合は申請が必要。)			(アイグラン・メモリーツリー 前後のみ)	

(※)豊明なかよしの短時間認定の場合、16:15~17:45 までは 30 分ごとに 100 円、17:45~18:30 までは 100 円徴収されます。

給食費等について

給食費(主食費・副食費)は施設により異なります。また、納入方法は次のとおりです。

	2、3号認定		1号認定
	3～5歳児クラス	0～2歳児クラス	
給食費	実費徴収(対象者は以下のとおり※)	保育料等に含まれる	実費徴収 (対象者は以下の とおり※)
納入方法	公立 保育料振替口座から振替 私立 各施設に直接	—	各施設に直接

※「市町村民税所得割額合算額(保育料等と同じ基準)が77,101円以上の世帯の子ども」が対象。
ただし、世帯における就学前等の第3子以降を除きます。

保育料等、給食費以外の費用(実費徴収費用)について

各施設により、教材費、保護者会費等の費用を徴収することがあります。また、私立の保育所等については、制服、通園カバン等指定用品がある場合がありますので、事前にご確認の上お申込みください。

※「リジョイス幼稚園」「豊明幼稚園」の保育所部分を利用の際には、別途入園料が必要な場合があります。詳細は各施設に直接お問い合わせください。

利用開始後 Q&A

- Q1. 市内で引っ越しをしましたが、何か手続きは必要ですか。
A1. 各施設長にお申し出ください。
- Q2. 保育所を利用していますが、妊娠した場合でも引き続き利用できますか。その場合にはどのような手続きが必要ですか。
A2. 速やかに母子手帳の「表紙」「出産予定日」ページのコピーを各施設事務室に提出してください。出産日の翌々月の末日までは、継続利用が可能です。その後、保育を必要とする事由を満たす場合には、さらに継続して利用が可能です。このうち、育児休業を取得する場合は、2～5歳児クラスのみ継続利用が可能となります。(0～1歳児クラスは、育児休業の認定を受けての保育所等利用ができないため、認定期間満了をもって退園となります。)なお、認定変更等の必要な手続きについては、別途ご案内します。
- Q3. 来月で仕事を辞めることになりました。保育所も退園することになりますか。
A3. 保育を必要とする事由がない場合は、退園となります。就労することを目的として求職活動を行う場合は、継続利用が可能です。(市役所こども保育課への活動報告が必要)また、求職活動の認定期間内に就労(月60時間以上)を開始し、就労への認定変更手続きがあった場合に限り、継続利用が可能となります。
- Q4. 現在、認定こども園幼稚園部分を利用していますが、保育所部分に変更することはできますか。
A4. 保育を必要とする事由を満たし、利用可能枠に空きがある場合のみ可能です。事前に市役所こども保育課での入所申込手続きとともに、認定変更の申請が必要です。利用調整の結果、案内できない場合は、幼稚園部分の利用(1号認定)継続となり、利用可能枠に空きが出るまでお待ちいただくこととなります。
- Q5. 現在認定こども園保育所部分を利用していますが、仕事を辞める予定です。幼稚園部分に変更となりますか。
A5. 今後も継続して保育を必要とする事由がない場合は、保育所等は退園となりますので、退園届等の提出をお願いします。また、幼稚園部分の利用手続きについては、必ず事前に施設にお問い合わせください。